



埼玉県報

第320号
令和4年(2022年)
6月17日
金曜日

目次

告示

- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道東松山鴻巣線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道東松山鴻巣線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 一般国道407号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 令和4年6月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年1月1日（日）から令和9年12月31日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県衛生研究所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1 埼玉県衛生研究所水・食品担当 加藤 電話0493-59-9416(直通) 電子メールp534995a@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年7月29日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年7月28日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年7月29日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和4年7月29日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年7月15日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年7月4日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a High-Performance Liquid Chromatography Triple
Quadrupole Mass Spectrometer

(2) Submissions Period for Bids by Electronic Bidding System or in Person:

Until 10:30 a.m. on July 29, 2022 (Friday)

(3) Submissions Period for Bids by Registered Mail:

Until 5:00 p.m. on July 28, 2022 (Thursday)

(4) Contact Information:

Water and Food Inspection Group
Saitama Prefectural Institute of Public Health
Ewai 410-1, Yoshimi-machi, Hiki-gun
Saitama-ken 355-0133, Japan
TEL: 0493-59-9416

告示

埼玉県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン毛呂山

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角字西原五十八番外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二四二・九一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二七二・九一平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）（荷さばき施設一） 午前六時から午後十時

（荷さばき施設二） 午前六時から午後十時

（変更後）（荷さばき施設一） 午前六時から午後十時

（荷さばき施設二） 午前六時から午後十時

（荷さばき施設三） 午前六時から午前七時三十分

ハ 変更年月日

令和五年二月七日

ニ 届出年月日

令和四年六月六日

二 縦覧期間

令和四年六月十七日から令和四年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十七日から令和四年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

令和四年六月二日、三日の降ひようによる災害を令和四年六月十七日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―一七―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市都島字向河原五百七十番二十一、字中河原七百三十三番一

字下河原七百三十三番八、新井字利根千六十番二百二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―一七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下高萩新田字水久保三十九―二十二 その他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百八十五・八二三九立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百四十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―一九―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角八十七番三他五十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二千八十九・一三立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

草加市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------|--------------------------------------|-----------------|
| 先まで | 上尾市愛宕三丁目一七九一番二地先 から同市愛宕三丁目一八〇六番一地 | 区 間 |
| 一〇・八五〓二五・八五 | 一〇・八五〓一四・〇五 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 一九九・六〇 | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

| | |
|----------------------|---|
| <p>路 線 名</p> | <p>東松山鴻巣線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地一八二番四地先から同郡同町大字久保田字原一四一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る）</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和四年六月十七日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>令和二年三月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一四九・四〇メートル</p> |

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 東松山鴻巣線 比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地一八二番四地先から

同郡同町大字久保田字原一四一二番一地先まで（ただし、

関係図面に表示する部分に限る）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年六月十八日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四百七号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------------------------|---|-------------------------|
| <p>八番地一地从先まで 同市大字高倉字新右工門前一五</p> | <p>鶴ヶ島市大字高倉字新右工門前一 一六一番一二地先から</p> | <p>区 間</p> |
| <p>九・〇〇〇 三七・二〇〇</p> | <p>九・〇〇〇 三一・一九</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| | <p>一二二〇・〇〇</p> | <p>延長 (メートル)</p> |
| | <p>平成三十年三月三十日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第五号の道路予定区 域の一部変更である。</p> | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年六月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

| | |
|--|--|
| 第 秩 一 号 | 指 定 番 号 |
| 建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号 | 指 定 に 係 る 道 路 の 種 類 |
| 三 日 | 指 定 の 年 月 日 |
| 埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 拾 壹 番 四 千 三 | 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置 |
| 七 十 三 ・ 三 一 | 指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル) |
| 四 | 指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル) |
| 四 ・ 〇 二 〇 五 ・ 三 | |

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年六月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

矢 部 政 実

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和四年六月十四日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十二街区十一画地地先から六十二街区十画地地先まで、六十四街区六画地地先から六十四街区七画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十六―二街区六画地地先から六十六―二街区五画地地先まで、六十八街区一画地地先</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十二街区九画地地先から六十四街区九画地地先まで、六十六―二街区六画地地先から六十八街区一画地地先まで</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | <p>二十・四三</p> <p>四十一・〇〇</p> <p>七十六・一四</p> |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | <p>六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>十二・〇</p> |

告示

埼玉県選管告示第四十二号

令和四年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、一六五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、七八二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

| | |
|---------------|----------|
| 南第一区 草加市 | 六九、六一四人 |
| 南第二区 川口市 | 一四七、五八五人 |
| 南第三区 さいたま市西区 | 二六、一〇九人 |
| 南第四区 さいたま市北区 | 四一、五三二人 |
| 南第五区 さいたま市大宮区 | 三三、八三七人 |
| 南第六区 さいたま市見沼区 | 四五、九〇五人 |
| 南第七区 さいたま市中央区 | 二八、六二八人 |
| 南第八区 さいたま市桜区 | 二六、七七一人 |
| 南第九区 さいたま市浦和区 | 四五、七三一人 |
| 南第十区 さいたま市南区 | 五二、五二〇人 |

| | | |
|--------|-----------------------|--------|
| 南第十一区 | さいたま市緑区 | 三五、四三六 |
| 南第十二区 | さいたま市岩槻区 | 三一、六一九 |
| 南第十三区 | 上尾市・伊奈町 | 七七、〇三一 |
| 南第十四区 | 桶川市 | 二一、二四八 |
| 南第十五区 | 北本市 | 一九、〇三九 |
| 南第十六区 | 鴻巣市 | 三三、三六七 |
| 南第十七区 | 志木市 | 二一、〇五二 |
| 南第十八区 | 新座市 | 四五、八六八 |
| 南第十九区 | 蕨市 | 一九、九七四 |
| 南第二十区 | 戸田市 | 三七、二〇四 |
| 南第二十一区 | 朝霞市 | 三九、一七六 |
| 南第二十二区 | 和光市 | 二二、九七五 |
| 西第一区 | 所沢市 | 九六、九七七 |
| 西第二区 | 入間市 | 四一、四〇一 |
| 西第三区 | 飯能市 | 二二、四七八 |
| 西第四区 | 狭山市 | 四二、七二二 |
| 西第五区 | ふじみ野市・三芳町 | 四一、九八一 |
| 西第六区 | 富士見市 | 三一、二三〇 |
| 西第七区 | 川越市 | 九八、〇三六 |
| 西第八区 | 日高市 | 一五、四八四 |
| 西第九区 | 毛呂山町・越生町・鳩山町 | 一六、八四七 |
| 西第十区 | 坂戸市 | 二七、八一七 |
| 西第十一区 | 鶴ヶ島市 | 一九、六九九 |
| 西第十二区 | 東松山市・川島町・吉見町 | 三六、一三二 |
| 西第十三区 | 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町 | 二一、八四二 |
| 北第一区 | 秩父市 | 一七、一六七 |
| 北第二区 | 横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村 | 一〇、九〇九 |
| 北第三区 | 本庄市・神川町・上里町 | 三三、六六三 |
| 北第四区 | 深谷市・美里町・寄居町 | 五二、一二三 |
| 北第五区 | 熊谷市 | 五四、七〇八 |
| 東第一区 | 行田市 | 二二、五五五 |
| 東第二区 | 羽生市 | 一五、一〇七 |
| 東第三区 | 加須市 | 三一、五三五 |
| 東第四区 | 久喜市 | 四二、八一四 |

| | | |
|-------|---------|---------|
| 東第五区 | 蓮田市 | 一七、六一一人 |
| 東第六区 | 白岡市・宮代町 | 二四、三六九人 |
| 東第七区 | 春日部市 | 六六、二八八人 |
| 東第八区 | 越谷市 | 九五、六九七人 |
| 東第九区 | 八潮市 | 二五、二〇〇人 |
| 東第十区 | 三郷市 | 三九、〇八〇人 |
| 東第十一区 | 幸手市・杉戸町 | 二六、九〇三人 |
| 東第十二区 | 吉川市・松伏町 | 二七、九一九人 |

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和四年六月十七日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和3年10月分

| 特殊肥料 の指定名 | 生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又は表示者 | 届出名（及び商品名） | 検査の結果 | | | | | | | | | 備考 |
|--------------|-------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------|----------------|-----|-----------|------------|----|
| | | | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCa (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | C/N | 水分 (%) | その他 の検査 | |
| 堆肥 | 有限会社エー・アイ | 牛ふん堆肥 | 1.4 | 1.4 | 2.4 | 1.4 | | | 15 | 49.0 | | |
| | | 馬ふん堆肥エクセレント | 1.1 | 0.4 | 1.3 | 0.5 | | | 23 | 45.9 | | |
| | 有限会社斎藤産業 | 牛ふんたい肥 | 1.4 | 1.4 | 2.4 | 1.4 | | | 15 | 49.0 | | |
| | | 馬ふんたい肥 | 1.1 | 0.4 | 1.3 | 0.5 | | | 23 | 45.9 | | |
| | 株式会社ゴウドウ クリーンリサイクルセ ンター | 入間千種1号 | 0.6 | 0.4 | 0.3 | 0.9 | | | 15 | 56.9 | | |
| | | 入間千種2号 | 0.8 | 0.2 | 0.3 | 1.1 | | | 28 | 42.7 | | |
| | | 千種特1号 | 0.6 | 0.3 | 0.3 | 0.9 | | | 15 | 53.6 | | |
| | | 千種牛1号 | 0.6 | 0.3 | 0.4 | 0.8 | | | 15 | 55.8 | | |
| | | 入間千種特大 | 0.7 | 0.4 | 0.4 | 1.1 | | | 18 | 45.5 | | |
| | 松本桂子（松本企画） | 黒土（千種） | 0.7 | 0.4 | 0.4 | 1.1 | | | 13 | 42.1 | | |

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

令和3年10月、11月分

| 特殊肥料 の指定名 | 生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又 は表示者 | 届出名（及び商品名） | 検査の結果 | | | | | | | | | 備 考 |
|--------------|--------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------|----------------|-----|-----------|------------|-----|
| | | | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCa (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | C/N | 水分 (%) | その他 の検査 | |
| 米ぬか | 木徳神糧株式会社 | 米の精 | 2.5 | 5.9 | 2.5 | 0.1 | | | 12 | 10.7 | | |
| 堆肥 | 朝日アグリア株式会社 | レオグリーン特I号 | 3.5 | 3.6 | 1.2 | 5.8 | | | 8 | 9.6 | | |
| 米ぬか | 東洋ライス株式会社 | 米の精 | 2.2 | 6.3 | 2.7 | 0.1 | | | 13 | 10.6 | | |
| 堆肥 | 池ノ内真人 | 牛ふん堆肥 | 1.9 | 1.2 | 1.8 | 2.1 | | | 12 | 40.9 | | |
| | 川越市 | 肥え土 | 0.5 | 0.1 | 0.2 | 0.8 | | | 35 | 67.2 | | |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。